

大和市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第40号

大和市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則

大和市住民投票条例施行規則（平成18年大和市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（選挙管理委員会に委任する事務）

第1条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び条例第5条第2項の規定に基づき、住民投票の管理及び執行に関する事務（条例（第5条を除く。）及びこの規則の規定により市長が行うこととされている事務を除く。）を、選挙管理委員会に委任する。

第3条第1項中「及び押印」を削り、同条第2項中「及び押印」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第3項から第5項まで及び第7項中「及び押印」を削る。

第4条第1項、第5条（見出しを含む。）及び第6条第2項中「及び押印」を削る。

第10条第1項中「又は」を「、又は」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「及び押印」を削る。

第14条第1項中「定時登録については10月3日から同月7日までの間（条例第8条第1項ただし書の規定による登録の場合は当該登録が行われた日の翌日から5日間）、投票時登録については登録が行われた日の翌日から2日間」を「投票資格者が投票資格者名簿に登録されていることの確認を目的として、投票資格者名簿の閲覧を申し出た場合には」に改め、同条第2項を削る。

第15条第1項中「前条第1項に規定する閲覧期間内」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間又は期日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 条例第8条第1項の規定による投票資格者名簿の登録が行われた場合 当該登録が行われた日の翌日から起算して5日間
- (2) 条例第8条第2項の規定による投票資格者名簿の登録が行われた場合 当該登録が行われた日の翌日

第15条第2項中「以内に」の次に「（条例第3条第1項第2号に掲げる者としての異議の申出の場合にあっては、可能な限り速やかに）」を加える。

第17条中「、又は」を「又は」に改める。

第21条第2項中「投票所にあつては投票資格者の中から、期日前投票所にあつては」を削り、

「市の職員」を「選挙権を有する者」に改め、同条第3項中「投票資格者」の次に「又は選挙権を有する者」を加え、「、又は市の職員の中から選任された投票管理者が市の職員でなくなったとき」を削る。

第22条第1項中「市の職員」を「選挙権を有する者」に改める。

第23条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第24条第1項中「各投票所」を「投票所」に、「各投票区における投票資格者」を「投票資格者又は選挙権を有する者」に改め、同条第2項及び第3項中「市の職員」を「選挙権を有する者」に改める。

第25条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の通知に支障があると認めるときは、当該住所の一部の通知をもって当該住所の全部の通知に代えることができる。

第29条第3項中「うち、投票日の当日自らが」を「いずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第33条中「うち投票日の当日自らが」を「いずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第35条第2項中「投票資格者」を「投票立会人」に改める。

第36条第2項中「投票資格者又は病院等の職員」を「投票立会人」に改める。

第47条第2項中「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第48条に後段として次のように加える。

この場合においては、第25条ただし書の規定を準用する。

第55条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「市長」の次に「又は選挙管理委員会」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。